

グリーン調達ガイドライン 第5版
(お取引先様向け)

2010年08月 第5版

NECディスプレイソリューションズ株式会社

目次

1. はじめに3
2. 適用範囲3
3. 用語の説明3
4. お取引先様に対して要求する必須条件4
5. 調達品に対して要求する必須条件4
6. グリーン調達品の定義5
7. 環境格付けの評価内容6
8. グリーン調達の運用について9

1. はじめに

近年“循環型経済社会”の構築に向け、環境保全に対する企業の役割はますます重要になって参りました。弊社も、環境への対応を経営の最高課題の一つとして位置付け、事業を遂行しております。現在、環境保全活動の最重点課題の一つとして、“環境負荷を低減した製品の提供”を推進しておりますが、この実現には、製品を構成する部品や材料などの環境負荷が低減されていることが不可欠であります。また、製品を製造・販売している企業の環境保全に対する経営姿勢もグリーン調達実現の重要な要素となります。NECディスプレイソリューションズ(以下、NECDSという)では、環境保全に積極的な企業から、環境に配慮した製品を優先的に調達していきます。本ガイドラインは、グリーン調達に関して、最低限遵守していただきたい「必須条件」と配慮していただきたい「評価内容」を示しています。「必須条件」を満足していただけない場合は、今後お取引を控えさせていただく場合がございます。「評価内容」につきましては、ご評価をさせていただき、環境格付け評価の高いお取引先様からの調達を優先させていただきます。なお、グリーン調達の基準は、今後の法規制や社会動向により適宜改訂いたします。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、NECDSの全ての調達品を対象とします。ここでいう全ての調達品とは、完成品(OEM品など)、ユニット、部品、部材、薬品、ガス、設備、ソフト、サービス、及び、包装材などを指します。

3. 用語の説明

(1) 環境影響物質 :

NECDSの定義では、環境や人の健康に影響を与える可能性のある物質で、法規制や自主基準により管理すべき物質。

(2) 製品環境アセスメント :

環境保全に配慮した、省資源、省エネルギー製品を世の中に提供するために、地球温暖化、資源循環、環境影響物質の排除等の環境設計コンセプトに基づき、開発設計の段階で環境を考慮した事前評価を行うこと。

4. お取引先様に対して要求する必須条件

NECDSでは、調達品そのものの環境負荷の低減を考慮すると共に、調達品を製造・販売している企業の環境保全に対する積極的な取り組みも、購入先選定にあたっての重要な判断要素と考えています。企業の環境保全への取り組み状況を確認し、次の(1)から(3)の内容を満足したお取引先様から調達させていただきます。

- (1) 製品を開発、製造、販売している工場、及び、オフィス等において、環境管理システムを構築していること。
- (2) NECDSが指定する「使用禁止物質」(表2)を、製造工程内で使用していないこと。
- (3) 調達品に含有する化学物質調査に対してご回答いただけること。

5. 調達品に対して要求する必須条件

環境汚染や人の健康障害の防止には、NECDS製品の製造時、使用時、及び、廃棄・処分時を通じて、環境影響物質が放出されない適正な設計および処置を施す必要があります。NECDS製品に組込まれる調達品／NECDS製品と共に出荷される調達品の環境負荷の低減も不可欠です。環境影響物質については、調達品への非含有により、グリーン製品の設計推進、及び、廃棄処分の更なる適正化を図ります。この目的を達成するために、NECDSが定める「含有禁止物質」、及び、「条件付き含有禁止物質」を含有しない完成品、ユニット、部品、部材、及び、包装材料を調達させていただきます。対象となる物質は、「製品含有化学物質の調達制限に関する基準」(文書番号:EKSS-011)にてご確認ください。なお、本必須条件は、NECDS製品に組込まれないソフト、サービス、薬品、ガス、及び、設備等は対象外とします。

調達の必須条件

NEC製品へ組込まれる調達品／NEC製品と共に出荷される調達品

◆ お取引先様

- ・環境管理システムの構築
- ・製造工程での使用禁止物質の不使用
- ・化学物質含有量調査への協力

◆ 調達品

- ・含有禁止物質の非含有

その他の調達品

◆ お取引先様

- ・環境管理システムの構築

6. グリーン調達品の定義

6.1 NECDS製品に組み込まれる調達品／NECDS製品と共に出荷される調達品

第4章の必須条件を満足したお取引先様からの調達品であって、第5章の必須条件を満足した調達品を「グリーン調達品」とします。

6.2 その他の調達品

ソフト、サービス、薬品、ガス、及び、設備等については、第4章の(1)を満足するお取引先様からの調達品を「グリーン調達品」とします。なお、薬品、ガス、及び、設備については、調達時に環境面の事前評価(化学物質事前評価、設備事前評価)を、別途、行います。

表1 グリーン調達品の要件

調達品の分類	具体例	必須要件
・NECDS製品に組み込まれる調達品 ・NECDS製品と共に出荷される調達品	完成製品 部品 部材 包装材	・環境管理システムの構築 (4章(1)) ・製造工程における「使用禁止物質」の不使用 (4章(2)) ・化学物質含有量調査へのご協力 (4章(3)) ・調達品への「含有禁止物質」、及び、「条件付き含有禁止物質」の非含有 (5章)
・その他の調達品	ソフト サービス	・環境管理システムの構築 (4章(1))
	薬品 ガス	・環境管理システムの構築 (4章(1)) ※別途、調達時の化学物質事前評価を実施
	設備	・環境管理システムの構築 (4章(1)) ※別途、調達時の設備事前評価を実施

7. 環境格付けの評価内容

7.1 お取引先様の評価内容

(1) 環境管理システムの構築（必須条件）

製品の最終生産または包装を行う工場、及び、オフィスにおいて、環境管理システム(EMS)を構築してください。EMSは、国際規格[ISO14001、EMAS(EU「環境管理・監査スキーム」)]、その他の第三者認証[KES(京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)、エコアクション21(環境省)、エコステージ等の取得が望まれます。自社構築の場合は、以下の①から⑥の項目を含んだ環境管理システムを構築ください。なお、製品設計ならびに生産会社につきましては、含有化学物質の管理状況を確認させていただきます。

- ① 環境方針の策定
- ② 環境管理責任者と環境管理組織体制の設置
- ③ 環境関連法規制の把握と遵守
- ④ 環境目的、目標、計画の策定と実施
- ⑤ 従業員に対する環境教育の実施
- ⑥ 法遵守状況、及び環境活動状況の定期的な確認

(2) 製造工程における環境影響物質の適正管理

製造工程で使用する環境影響物質については、以下の項目①②に従い管理してください。

① 使用禁止物質の不使用（必須条件）

NECDSの調達品の製造工程に「使用禁止物質」(表2)を使用しないこと。NECDSは、本物質をNECDSの調達品の製造に使用しているお取引先様からは、原則として購入しません。但し、冷媒または消火用途は対象外とします。

② 使用回避物質の削減

NECDSの調達品の製造工程に「使用回避物質」(表2)を使用している場合は、全廃に向けた自主的な削減目標を設定し、全廃に向けて努力してください。

表2 製造工程における環境影響物質

分類	No	物質群名称	主な関係法令等	要求
使用禁止物質	1	CFC	モントリオール議定書 オゾン層保護法	使用禁止
	2	1, 1, 1-トリクロロエタン		
	3	四塩化炭素		
	4	ハロン		
	5	HBFC		
	6	臭化メチル	モントリオール議定書(2005～全廃) ^{注1}	
使用回避物質	7	HCFC	モントリオール議定書(2020～全廃) ^{注1}	削減努力
	8	トリクロロエチレン	水質汚濁防止法	
	9	テトラクロロエチレン		
	10	塩化メチレン		

注1)モントリオール議定書に於ける、先進国規制スケジュール(1998年12月)

(3) 製品環境アセスメントの実施

製品を設計している場合は、設計段階において環境に関する製品環境アセスメントを実施し、製品の環境負荷低減に努めてください。具体的には、第7章7.2に記載の(1)から(6)の内容を、製品の設計段階で評価してください。但し、ソフト、サービスなどの無形品は対象外とします。

(4) 地球環境保全への取り組み

地球環境保全への取り組みとして、下記①から⑦の項目に取り組んでください

- ① 地球温暖化物質の削減、及び全廃
- ② 廃棄物の排出量削減
- ③ 化学物質の管理
- ④ 資源消費量の削減
- ⑤ 包装・梱包材の環境負荷削減
- ⑥ 環境評価の実施(大気汚染防止、水質汚濁防止、土壌汚染防止、騒音防止、振動防止等)
- ⑦ 生物多様性保全の考慮

(5) グリーン調達の実施

グリーン調達基準を設定し、製品の部品や部材に対して、グリーン調達を実施してください。

(6) 情報開示

製品の環境情報や、環境保全の取り組み状況などを積極的に開示してください。

7.2 製品の評価内容

(1) 製品に含有する環境影響物質の適正管理 (必須条件)

① NECDSの調達品への「含有禁止物質」、及び、「条件付き含有禁止物質」の非含有

「含有禁止物質」は、国内外の法規制またはNECDSの自主規制により、製品に含有することを禁止する物質です。また、「条件付き含有禁止物質」は、国内外の法規制またはNECDSの自主規制により、一定の制限のもと製品に含有することを禁止する物質です。一定の制限については、個別の条件を遵守してください。詳細は、「製品含有化学物質の調達制限に関する基準」(文書番号:EKSS-011)にてご確認ください。なお、「条件付含有禁止物質」の含有制限に関しては、対象外の製品があるので、図面または仕様書の指定確認または発注元への内容確認をお願いします。

② NECDSの調達品への「含有管理物質」の含有の有無情報の提示

「含有管理物質」は、意図的な含有を制限するものではなく、含有の有無、及び、その含有濃度を把握し報告すべき物質です。「含有管理物質」に対しては、その含有の有無情報を提示頂きます。「含有管理物質」およびその含有の有無情報の提供方法等の詳細は、「製品含有化学物質の調達制限に関する基準」(文書番号:EKSS-011)にてご確認ください。

(2)省資源・省エネルギー

以下の項目①から③を考慮した、できるだけ少ない資源、及び、エネルギーで製造され、流通段階、及び、使用段階での資源やエネルギー消費が少ない設計をお願いします。

- ① 使用時・待機時の消費電力が少ないこと
- ② 小型・軽量化が図られていること
- ③ 希少資源の使用量が少ないこと

(3)長期使用可能

長期間の使用が可能な、またユニット等については、修理や部品交換が容易で長期間の使用が可能な設計をお願いします。

(4)再使用部品・再生素材の利用

可能な限り、再使用部品や再生素材を使用してください。

(5)リサイクル容易性

リサイクルしやすい素材を使用し、使用素材毎に分離・分解が容易な設計がなされ、原料としてリサイクルが可能な設計をお願いします。

(6)プラスチックの材料名表示

プラスチック材料からなる25g以上の成型部品は、以下のJIS規格に従った材料名の記号を表示してください。また、25g未満の場合でも可能な限り表示してください。

- ① JIS K 6899-1 (ISO1043-1)
「プラスチック—記号及び略語—第1部：基本ポリマー及びその特性」
- ② JIS K 6899-2 (ISO1043-2)
「プラスチック—記号及び略語—第2部：充てん材及び強化材」
- ③ JIS K 6899-3 (ISO1043-3)
「プラスチック—記号及び略号—第3部：可塑剤」
- ④ JIS K 6899-4 (ISO1043-4)
「プラスチック—記号及び略号—第4部：難燃剤」
- ⑤ JIS K 6999 (ISO11469)
「プラスチック—プラスチック製品の識別及び表示」

8. グリーン調達の実行について

8.1 お取引先様単位での調査

- (1) グリーン調達の基準に基づき、製品、及び、環境保全の経営姿勢についての情報を、提供していただきます。
- (2) 環境管理システム構築等の環境経営全般について、確認させていただきます。
- (3) 製造工程での「使用禁止物質」につきましては、不使用の確認をさせていただきます。
- (4) 製品に含有する「環境影響物質」の適正管理について、確認させていただきます。

8.2 製品単位での調査

- (1) 「含有禁止物質」、及び、「条件付き含有禁止物質」につきましては、含有しないことまたは閾値未満の含有であることを確認させていただきます。
- (2) EUのRoHS指令への適合調査につきましては、別途、確認させていただきます。
- (3) EU、及び、米国の包装材重金属規制への適合調査(包装材)については、別途、確認させていただきます。
- (4) 「含有管理物質」については、その含有の有無情報をご提供いただきます。

8.3 変更通知

ご提供いただいた情報に変更があった場合には、速やかに最新の情報をご提出していただくようお願いいたします。

なお、必要に応じ基本契約、覚書、購入仕様書等でグリーン調達に関する条項を個別に盛り込ませていただく場合があります。その場合は個別仕様を優先させていただきます。NECDSでは、ご提供いただいた情報をもとに、よりグリーンな製品を選定・調達させていただきます。ご提供いただいた情報の機密については、十分配慮いたします。

改版履歴

●第2版の主な改訂内容(2005年3月)

・お取引先様の評価内容 (1)環境管理システム に以下の変更。

①第3者認証にエコアクション21(環境省)、エコステージを追加。

②自主構築基準の④、⑥の文言変更

・ソフト及びサービス会社の対象外部分を注記 ・含有物質管理の重要性を明記 ・製造工程禁止物質追加(回避物質から移行:臭化メチル) ・含有物質基準を改定(対象物質、カテゴリー分け等)

・含有物質基準については、「含有物質調達制限基準」やJGPSSIガイドラインを引用(重複箇所は削除) ・RoHS適合調査の実施を明記 ・発行元組織名称の変更

●第3版の主な改訂内容(2007年8月)

・社名および通称を変更

「NECビューテクノロジー株式会社」⇒「NECディスプレイソリューションズ株式会社」

「NVT」⇒「NDS」

・発行元部門名を変更

●第4版の主な改訂内容(2008年01月)

・社名通称を変更 「NDS」⇒「NECDS」

・6項(1)環境整備に関する期限を削除(2005年3月まで、2ヶ所)

・8項(2)に調査をJGPSSIファイルにて実施する旨記載。

・8項(6)に「詳細物質調査票」依頼方法の補足文追加。

●第5版の主な改訂内容(2010年08月)

・欧州REACH規則対応にあわせ全面改訂。

【発行元】

NECディスプレイソリューションズ株式会社

〒258-8533 神奈川県足柄上郡大井町西大井686-1

改版 2010年08月